

公害防止管理者制度の今後のあり方

令和8年3月23日

経済産業省

GXグループ環境管理推進室

公害防止管理者制度の今後のあり方のポイント

経済産業省は、有識者や産業界、地方公共団体の参加を得て、「令和7年度公害防止の実態等把握調査事業」を実施し、公害防止管理者制度の見直しを行い令和8年2月に今後のあり方に係る提言をとりまとめた。

- ① 公害防止管理者の有資格者の確保、早期受講による実務への理解促進等のため、学歴に応じた実務経験年数は、各区分 **2、3年短縮することが妥当**（大学卒業者に課している3年を除く）。なお、学歴や専攻による制限の必要性について今後検討が必要。
- ② 複数の別個の工場を1つの管理組織で管理している事業者もあり、公害防止主任管理者の兼務を認める必要あり。なお、大規模工場では、**事故等緊急時における主任管理者の役割（統括者の補佐、管理者の指揮）を担保することを条件に、兼務を認めることが適当**。
- ③ 会場集合型試験では、「実施回数が少ない」、「感染症問題や激甚災害等有事の開催中止リスク」等の課題の解決は困難であることから、CBT（Computer Based Testing）化の検討が必要。より試験会場数の拡大が可能であり、受験手数料等**CBTに沿った制度改革含め、具体的検討が必要**。
- ④ 公害防止管理者資格は更新制ではないことから、環境法令の改正動向等フォローアップは重要であり、講習の仕組みの構築等を考慮しつつ導入の検討を行う他、選任された公害防止管理者を適切に管理するための運用改善の検討を行う。

公害防止管理者制度の今後の在り方 (提言)

～令和7年度公害防止の実態等把握調査事業検討会～
令和8年3月3日

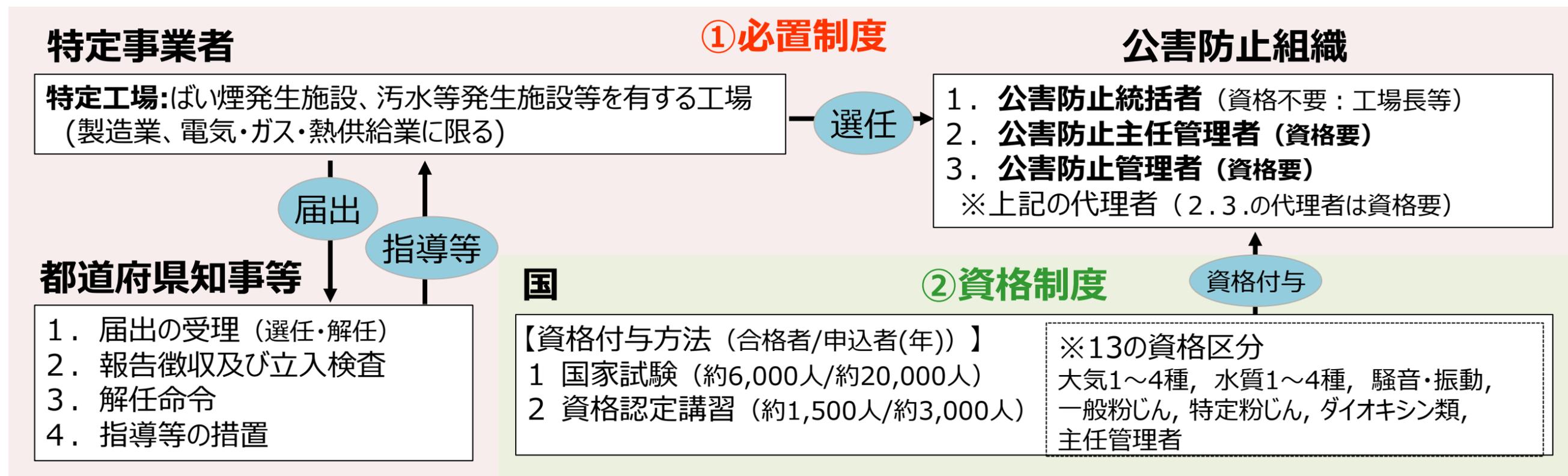
公害防止管理者制度の概要

- 公害防止管理者制度※は、各種環境規制の遵守を目的に、昭和46年に導入。
- 特定工場に公害防止組織の整備を義務付け(①公害防止管理者等の必置制度)、また、公害防止に係る技術的事項を管理する公害防止管理者等の資質を担保するため、②資格制度を導入。

※特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和 46 年法律第 107 号)

- ①**必置制度**：特定工場の設置者（特定事業者）は、特定工場に公害防止管理者等を選任、都道府県知事等に届出
- ②**資格制度**：国家試験及び資格認定講習による資格付与（13の資格区分）

《参考：公害防止管理者制度の仕組み》



背景

- 公害防止管理者制度は、規制緩和や行政改革の観点から、平成16年度に政省令改正が実施され、制度の包括的な見直しが行われている。
- 近年では、令和2、3年度、令和5年度に制度の在り方について継続的に検討を実施。

<制度改正>

平成16年度政省令改正

- 規制改革推進3か年計画(平成14年3月閣議決定)等に基づく、制度の包括的な見直し(規制緩和等)を実施
- 必置制度: 1)公害防止管理者の兼任要件追加、2)主任管理者の選任要件見直し(選任を免除するケースを規定)
- 資格制度: 3)国家試験科目別合格制の導入、4)講習受講資格要件緩和、5)資格区分・試験科目見直し 等

<制度の在り方に係る検討>

令和2、3年度 公害防止管理の今後の在り方に関する調査(経済産業省)

- 前回調査から5年が経過し、事業者の現状を鑑みた公害防止管理者制度の在り方を再検討。
- 自然災害や新型コロナウイルス感染症による受験機会喪失リスクへの対応方策の検討(デジタルソリューションの検討)。

<主な検討事項>

- 1)中小事業者の負担への配慮 2)特定粉じん資格の廃止 3)対象業種(製造業、電気・ガス・熱供給業)
- 4)認定講習の受講資格要件緩和 5)資格制度の難易度・内容 6)資格取得機会の確保(試験のCBT化、講習のe-ラーニング化)
- 7)再教育(資格取得後のフォローアップ) 8)公害防止に係る専門人材の不足

令和5年度 デジタル原則を踏まえた公害防止管理者制度の見直しに向けた調査(経済産業省)

- デジタル化を阻害する代表的なアナログ規制7項目※について、全省庁で一斉点検が実施。
- デジタル技術等を活用することで、立入検査の遠隔実施、公害防止主任管理者の兼務(専任規制の撤廃)の可否を検討

※目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面提示規制、往訪問覧縦覧規制

調査(検討会)の概要

- 有識者、地方公共団体(自治体)、業界団体からなる検討会を設置し、過年度調査(検討)を踏まえつつ、下記事項について審議を実施した。

<検討会>

令和7年度公害防止の実態等把握調査 検討会委員 (○:委員長)(五十音順、敬称略)

氏名		所属
学 識 者	○新井 充	公益財団法人総合安全工学研究所 理事長 東京大学 名誉教授
	辰巳 憲司	環境浄化促進研究事務所 代表
	柳 憲一郎	明治大学 名誉教授
自 治 体	中根 知康	愛知県 環境局 環境政策部 水大気環境課担当課長 (大気環境)
	町田 裕史	新潟県 環境局 環境対策課 環境保全係 環境保全係長
	三田 俊雄	千葉県 環境生活部 環境政策課 副課長
業 界 団 体	蔵増 真志	電気事業連合会 立地電源環境部 副部長
	中村 知道	一般社団法人日本鉄鋼連盟 環境保全委員会 委員
	細川 浩之	一般社団法人日本セメント協会 生産・環境部門
	柳谷 俊之	一般社団法人日本化学工業協会 環境安全部 部長

事務局:一般社団法人産業環境管理協会

<審議事項>

- 1:資格認定講習における受講資格要件緩和(実務経験年数)
- 2:公害防止主任管理者の専任規定について(兼務の要否)
- 3:国家試験の受験手数料及び適正な実施方法(CBT化の検討)
- 4:その他公害防止管理者制度の課題について

<1:資格認定講習における受講資格要件緩和(実務経験年数要件)>

講習制度概要及び検討背景

- 公害防止管理者資格は、「国家試験」に加え、資格者確保が難しい中小企業等のための補完的措置として「(資格認定)講習」により取得が可能となっている。
- 一方、講習受講には、受講資格要件(技術資格又は学歴に応じた実務経験年数)があり、求める実務経験年数が最長10年(又は12年)と長く、受講者が限定されることが課題として指摘。(令和2、3年度調査)

【参考:資格認定講習概要】

目的: 国家試験を補完するための制度(省令で規定)。修了者には、国家試験と同等の資格を付与。(中小企業等支援の一環)
講習課程: 国家試験の受験科目と同様。一定の講義聴講(14~35時間)とその結果について簡易なテスト(修了試験1~2時間)を実施し合否を判定。(講習科目・時間、講師要件等は省令で規定(巻末:参考資料1参照))

例) 大気関係第2種 25.5時間
 (公害総論3hr、大気概論4hr、大気特論5hr、ばいじん・粉じん特論7hr、大気有害物質特論5hr、修了試験1.5hr)

受講資格: 「技術資格(略)」又は「**学歴※1 + 実務経験※2資格**」が必要

※1 学歴は、①大学卒*、②短大・専門学校卒*、③高校卒、④その他(中学校卒等)の4区分 *薬学、工学、化学及び農学(水質のみ)等関連学部の専攻に限る

※2 組織整備法で定める対象施設及びその処理に係る施設の維持管理業務の年数(3年~12年)

実施機関: 平成17年度より、登録制(現在3機関が実施)

※**施行当初から平成初期は、国**(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)の直轄実施又は**指定機関**による実施

(講習)施行規則第18条

講習を受けようとする者は、登録講習機関が定める受講申込書に令第11条第2号に規定する学歴及び実務の経験又は令別表第3の下欄の各号に掲げる資格(以下「受講資格」という。)を証する書類を添付して登録講習機関に提出しなければならない。

2 講習は、講義及び修了試験により行う。

3 前項の講義は、別表第4の第1欄に掲げる区分ごとに、同表の第2欄に掲げる講義科目について、同表の第3欄に掲げる講義時間により行う。

4 第2項の修了試験は、講義を受講した者に対して、別表第4の第1欄に掲げる区分ごとに、同表の第4欄に掲げる修了試験時間により行い、その合格者は当該区分の講習を修了した者(以下「講習修了者」という。)とする。

5 講習を実施した者は、修了試験の結果を、その受験者に通知し、講習修了者には、様式第七により作成した修了証書を交付しなければならない。

<1:資格認定講習における受講資格要件緩和(実務経験年数要件)>

主な論点

- 令和3年度調査提言において、緩和方針が示されており、同提言を踏まえ検討を実施。
- 『①緩和幅(実務経験の短縮年数)』と緩和した場合の『②資質担保措置の必要性』について検討

<令和3年度調査> ※令和3年度調査提言（産業構造審議会産業環境対策小委員会（第10回、2022/3/7）資料4）より

➤2-1 資格認定講習の受講資格要件緩和（提言）

大学卒業者に課している実務経験3年は維持(実務や社会経験を積む年数として必要)し、一方、**短大・専門学校卒以下については一定の短縮が妥当。**

門戸を広げることによる修了者の資質の低下を防ぐため、講習運営については、そのレベルを下げず厳格に実施することとし、**資質担保の措置(追加講習や修了試験の充実等)**についても、緩和の幅とともに引き続き検討する。

【**現行の受講資格要件**】 ※緑網掛部が緩和対象

学歴区分	必要となる実務年数	
	大気/水質2・4種、騒音振動、特定/一般粉じん、ダイオキシン類	大気/水質3種、主任管理者
大学卒（専攻：薬学、工学、化学、農学）	3年	5年
短大・専門学校卒（専攻：薬学、工学、化学、農学）	5年	7年
高校卒	7年	9年
その他（中学校卒等）	10年	12年

【**緩和による懸念事項（自治体アンケート結果より一部抜粋）**】

- ・実務経験が不足すると、講習会の理解度が低下する恐れがあることから、**実務経験の少ない者は講習日程を追加**することや、**試験問題で一定の理解度を求める**等、知識の低下に繋がらないように検討いただきたい。
 - ・**緩和により取得した資格は、中小事業者のみの適用とされたい。**
 - ・基礎知識の不足から誤認が生じないか。まず、**基礎研修のようなものがあれば受講者も安心できる。**
 - ・試験を毎年受けているが合格できず、未選任状態という工場等が散見されることから、受講資格要件を緩和することは望ましい。
- ただし、**工場の公害防止活動の実効性向上は公害防止管理者にかかっている。よって安易に緩和すればよいものではない。**どの程度まで緩和するかは慎重に検討いただきたい。
- ・受講資格の緩和を行うことに対して懸念はないが、緩和後に修了試験を合格した者の公害防止管理者としての**能力水準が低下しないよう、必要に応じて講習内容や修了試験内容の見直し**等を行ってほしい。

<1:資格認定講習における受講資格要件緩和(実務経験年数要件)>

①緩和幅(実務経験の短縮年数)の検討

- 令和3年度調査(事業者アンケート結果)等を基に、具体的な緩和幅(短縮年数)を検討。
- 少なくとも各学歴区分※、2~3年程度の短縮であれば、受講者の知識が大きく不足することはないと結論。(早期の資格取得は、公害防止実務上もメリット)。 ※大学卒業者に課している3年(A区分)を除く
- また、専攻や学歴による制限の撤廃など、受講資格について抜本的な見直しが必要との意見もあった。

<令和3年度調査> ※令和3年度調査提言(産業構造審議会産業環境対策小委員会(第10回、2022/3/7)資料4)より

【事業者アンケート結果】 Q8-2 何年程度の実務経験を積めば、資格を取得するのに十分な習熟度に達すると思いますか？

【A区分】大気(水質)第2・4種、騒音・振動、粉じん(一般・特定)、ダイオキシン類

学歴区分\実務経験	1年以上	2年以上	3年以上	5年以上	7年以上	10年以上	現行のまま
大学卒/現行3年	45	63	82 (143)	9	0	1	61
短大卒/現行5年	19	31	128	37 (85)	0	1	48
高校卒/現行7年	12	13	76	112	13 (54)	1	41
その他/現行10年	11	9	51	71	53	17 (62)	45

【B区分】大気第3種、水質第3種、主任管理者

学歴区分\実務経験	1年以上	2年以上	3年以上	5年以上	7年以上	10年以上	現行のまま
大学卒/現行5年	29	29	111	37 (87)	2	2	50
短大卒/現行7年	17	21	67	97	18 (58)	1	40
高校卒/現行9年	12	12	52	73	71 (109)	5	38
その他/現行12年	11	8	39	58	45	54 (99)	45

※カッコ内の数値は現行のままで良いとの回答を加算した場合

オレンジ網掛：現行制度で求めている実務経験年数

黄色網掛：最も回答数が多かった実務経験年数

《検討会における主な指摘事項》

- ◆ 方向性として緩和は妥当。現場のエンジニア等が、早い段階で講習を受けて、業務の意味を理解することは実務上もメリット。
- ◆ 大学教育の文理融合が進んでおり、専攻による制限は不要(明確な区分けが難しく、広く理系学部又は文理問わず大卒(短大卒)とする等)。
- ◆ 学歴制限は不要ではないか(実務経験年数のみ一律3年とする(例;エネルギー管理士)等)。

<1:資格認定講習における受講資格要件緩和(実務経験年数要件)>

②資質の担保措置の必要性の検討

- 緩和(実務経験年数を2~3年程度短縮)した場合の担保措置の必要性を検討。
- 緩和により、受講者の知識が低下する可能性はあるが、修了者の資質は修了試験で担保できると結論。
(登録講習機関の講習実施能力(修了試験が資質を測るのに十分であるか等)は、所管両省が監督)
- 一方、講習受講者が、講習を理解できる能力があるかを確認する仕組み(予備講習)や実務経験不足を補う講習内容が必要ではないかとの意見があった。

【講習の講義時間と修了試験時間】

講習区分	講義時間	修了試験時間
大気4種、水質4種、特定・一般粉じん	13~19時間	60分
大気2種、水質2種、ダイオキシン類	24時間	90分
大気1種・3種、水質1種・3種、騒音・振動	26~31時間	120分
主任管理者	35時間	150分

(講習の実施義務)第二十三条 登録講習機関は、公正に、かつ、次に掲げる基準に適合する方法により講習を行わなければならない。

(中略) 四 修了試験は、講義を受講した者が講義の内容を十分に理解しているかを的確に把握できるものであること。

五 修了試験の問題の作成、印刷、運搬及び保管等は秘密を保持することができる方法により行うこと。

六 修了試験の実施にあたっては、監督員を配置することその他試験の公正かつ円滑な実施に配慮すること。

七 修了試験の合否の判定基準を明確にすること。(後略)

(改善勧告)第三十一条 経済産業大臣及び環境大臣は、登録講習機関が第二十三条の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。(※勧告に従わなかった場合、取消処分(第32条))

《検討会における主な指摘事項》

- ◆ 講習内容を理解できる知識を担保するため、本講習の前に、基礎的な部分を補える基礎講習があると良い
- ◆ 実務上の経験が従来の受講者より不足するため、不足する実務知識を補える講習内容であると良い。

<1:資格認定講習における受講資格要件緩和(実務経験年数要件)>

まとめ(提言)

- 早期に資格取得ができることは、有資格者の確保のみならず、特定事業者の公害防止実務上もメリットがあり、受講資格(実務経験年数)を緩和することが望ましい。
- 緩和幅は、大学卒業者に課している3年を除き各区分 **2, 3年程度の短縮が妥当である** (下表緩和案)。(一般的に、講習内容を理解するのに必要な知識を得る期間として十分)
- 修了者の資質は、修了試験において担保されており、本緩和(案)にかかり、**制度として新たな資質担保措置(講習・試験時間延長等)は不要**と考えられる。
- 一方、従来より知識や経験の不足する者が受講することとなるため、知識不足の懸念のある受講者に対して、**講習運営機関において、基礎講習など不足する知識を補うオプションの提供**が期待される。
- また、制度導入から時間が経ち、高等教育における文理融合教育の推進や他資格制度における緩和等、社会環境が変化しており、学歴や専攻による制限の必要性についても今後検討が必要である。

<受講資格(実務経験年数)の緩和案(提言)>

学歴区分	必要となる実務年数	
	大気(水質)2・4種、騒音振動、特定/一般粉じん、ダイオキシン類	大気3種、水質3種、主任管理者
大学卒(専攻:薬学、工学、化学、農学※)	3年	5年 ⇒ 3年
短大・専門学校卒(専攻:薬学、工学、化学、農学※)	5年 ⇒ 3年	7年 ⇒ 5年
高校卒	7年 ⇒ 5年	9年 ⇒ 7年
その他(中学校卒等)	10年 ⇒ 7年	12年 ⇒ 9年

※農学は水質のみ

<2:公害防止主任管理者の専任規定について(兼務の要否)>

公害防止主任管理者概要

- 公害防止主任管理者は、大規模な特定工場※に選任が求められ、公害防止統括者の補佐、公害防止管理者を指揮することが主な役割。 ※大気1・3種(排出ガス量4万m³/時以上)及び水質1・3種(排出水量が1万m³/日以上)に該当
- 有資格者※の選任が必要で、他工場との兼務は禁止となっている(専任制度)。
※公害防止主任管理者の有資格者の他、大気1・3種及び水質1・3種の有資格者から選任が可能(施行令第11条)
- 公害防止主任管理者の選任が必要な工場は、全国に471工場(令和元年度実績)。公害防止主任管理者の国家試験受験者数は、近年50名程度で推移。

(公害防止主任管理者の選任) 法第5条

特定事業者は、当該特定工場が政令で定める要件に該当するものであるときは、主務省令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二号に規定する技術的事項について、**公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者**(以下「公害防止主任管理者」という。)を選任しなければならない。

2 公害防止主任管理者は、第七条第一項第二号の資格を有する者をもつて充てなければならない。

(公害防止主任管理者の選任) 施行規則第8条

法第五条第一項の規定による公害防止主任管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一 公害防止主任管理者を選任すべき事由が発生した日から六十日以内に選任すること。

二 二以上の工場について同一の公害防止主任管理者を選任してはならないこと。

<国家試験受験者数 (R6年度) 及び選任が必要な工場数>

区分別	受験者数(人)			計(A)	特定工場に対する受験者数(人)(A/B)	特定工場数(R1年度)(B)	選任率(R1年度)(%)
	全科目受験	免除申請					
		同区分	他区分				
大気関係(1~4種)	2,496	3,156	1,325	6,977	1.2	6,050	89%
水質関係(1~4種)	5,346	4,365	1,003	10,714	1.6	6,869	82%
騒音・振動関係	628	339	277	1,244	0.2	7,599*	68%
特定粉じん/一般粉じん関係	259	155	107	521	0.2	3,306	78%
ダイオキシン類関係	305	211	238	754	2.3	330	89%
公害防止主任管理者	13	25	15	53	0.1	471	97%

*騒音関係に係る特定工場数として

<2:公害防止主任管理者の専任規定について(兼務の要否)>

検討背景

- 令和5年度調査において、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」※に基づき、**公害防止主任管理者の兼務を認める(専任規制を撤廃する)ことができるか検討を実施。**

※デジタル原則に照らした 規制の一括見直しプラン(令和4年6月3日、デジタル臨時行政調査会)

<令和5年度調査> 出典：令和5年度調査提言（産業構造審議会産業環境対策小委員会（第12回、2024/2/20）資料5）より

【②公害防止主任管理者の兼務】見直しの論点

- 本検討会では、「規制の一括見直しプラン」において、規制の趣旨・目的を踏まえ、**過剰規制の有無**の点検が必要とされていることから、専任※とする理由をはじめ、以下論点について検討を実施。
※専任＝職務の従事や事業所への所属等について、兼務せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求める規制
- 他法令における見直し事例についても調査した結果、浄化槽法における技術管理者では、**実質的に職務が果たし得る場合に兼務を認める**緩和が行われている。

<論点>

1. 専任とする理由はあるか。兼務を認めた場合、公害防止管理（体制整備）において弊害はないか。
2. 事業者の需要はあるか（実効性があるか）。
3. 公害防止主任管理者の兼務を認める場合の要件（適用可能なデジタル技術等）とは何か。

<浄化槽法の運用に伴う留意事項について（環循適発第2206271号、令和4年6月27日）>

1 浄化槽の維持管理体制の強化について
 (7) 浄化槽管理者による技術管理者の任命に当たっては、**必ずしも施設ごとの専従とするものではなく、デジタル技術等の活用を含め、実質的に施設の常時管理が果たし得る場合にあっては、複数施設における任命については差し支えないこと。**(後略)

<2:公害防止主任管理者の専任規定について(兼務の要否)>

主な論点

- 令和5年度調査では、事故時に不在で的確な対処ができない場合にそのリスクが高いことが指摘され、継続的な検討が必要とされた。
- 本年度調査では、「①兼務はどのようなケースで活用が考えられるか(事業者の管理実態)」、また「②緩和する場合に留意すべきことはあるか(兼務を認める場合の要件)」について検討を行った。

<令和5年度調査> ※令和5年度調査提言(産業構造審議会産業環境対策小委員会(第12回、2024/2/20)資料5)より

【②公害防止主任管理者の兼務】本検討会における提言

- これまでの議論を踏まえ、以下のとおり提言する。

【②デジタル技術の活用により公害防止主任管理者の複数工場における兼務が可能か】

- 公害防止主任管理者について、実務的な観点からは、その設置が必要な工場では、工場のみならず会社全体で公害防止管理体制が整備されていると考えられ、その兼務を認めることによる影響が生じることは想定しにくいことや、今後日本で労働人口が減少することが見込まれることを踏まえれば、複数工場における兼務を認めることは、事業者に相応のメリットがあると考えられる。
- そのため、公害防止主任管理者の兼務は認め、その要件については、既に兼務が認められている公害防止管理者の兼務要件と同様にする案や、公害防止管理者よりも限定的な兼務要件として、安全性を確保できることが確認された後、その要件を徐々に緩和していく案が好ましいとの意見が多く挙げられた。
- 一方で、仮に公害防止主任管理者が事故時に不在で、適格な対処ができない事態が発生した場合には、その影響も公害防止主任管理者の選任が必要な大規模工場においては、通常の工場と比べて大きくなり、最終的には組織整備法の目的に合致しない結果を生む可能性があるため、認めるべきではないという意見もあり、そうした観点から考えれば、公害防止主任管理者の兼務を認めることについては、相当程度慎重かつ継続的な検討も必要と考えられる。

<2:公害防止主任管理者の専任規定について(兼務の要否)>

①兼務の活用(事業者の管理実態)

- 従来、近接している場合を除き、工場が離れて立地している場合は、別個の工場として扱ってきた。
- 一方、今日においては、離れている2つの工場を同一の組織で管理する事業者もあり、法施行時の制度設計と事業者の管理実態に相違が見られるケースも散見。
(今後、人材不足の深刻化により工場の統廃合が進むことも想定される)
- 主任管理者の兼務を認めることで、事業者の多様な管理体制に柔軟に応じることができる。

<特定工場の範囲について> 出典:特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行について(昭和46年10月15日、46保局444号)
 工場とは、社会通念上、一個の単位として生産活動が行なわれている場所をいい、原則として同一敷地内にあり、かつ、組織上、生産工程上密接な関連があるものをいう。ただし、同一敷地内になくても、道路、河川等をへだてている等近接しており、かつ、組織的関連、生産工程上の関連等からみてそれぞれが一個の工場としての独立性がなく、全体を一工場として取り扱った方が公害防止組織の機能をより効果的に発揮できると認められる場合には、全体を一工場として取り扱うものとする。
 具体的事例については、以上の考え方に基づきつつ、次に示す例示を参考として、判断することとされたい。

〔例1〕 同一会社のA工場とB工場が離れた場所にある場合には、別個の工場とする。この場合、A工場とB工場が組織上、生産工程上密接な関連がある場合も同様に扱うものとする。(後略)



《事業者の管理実態(検討会におけるご意見)》

- ◆ 複数事業場を一つの工場として管理している形態があるが、公害防止がおろそかになっているということはない。
(県をまたがって管理を統合している工場では、工場長が兼務している場合もある。)
- ◆ 工場が2つの行政区画にまたがっている場合や、飛び地になっている場合など共通の管理体制の方がやりやすい。
- ◆ 組織等は別であっても工場間では、常に情報交換などを行い、同様の管理体制が組み立てられている。
- ◆ 今後、工場の統廃合等により、2つの工場を1つの管理組織で管理していく可能性が増える。
- ◆ 主任管理者の選任免除規定(施行規則第8条の2)を利用している工場もあり、公害防止主任管理者が兼務できるようになると事業場運営の選択肢が増える。

<2:公害防止主任管理者の専任規定について(兼務の要否)>

②緩和する場合の留意事項(兼務を認める場合の要件)

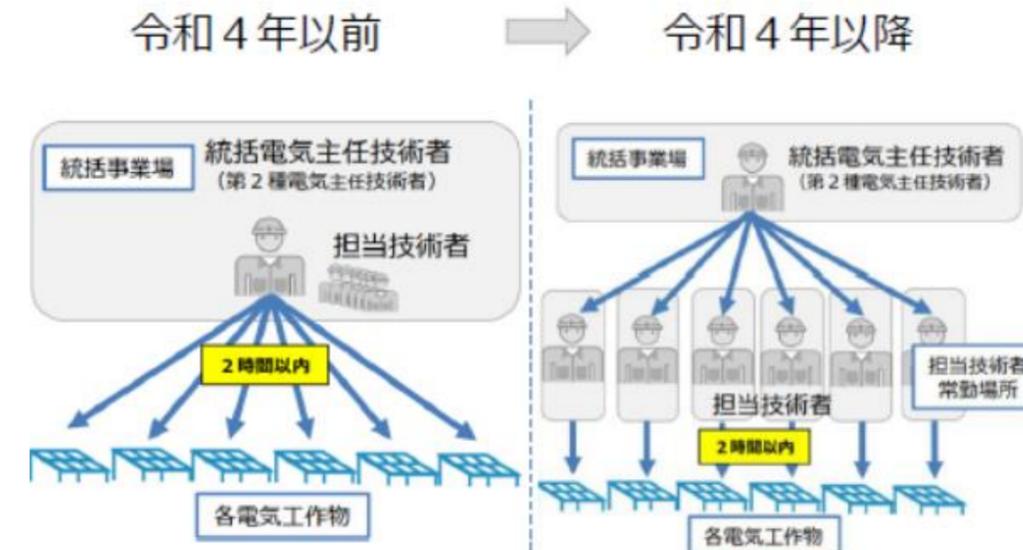
- 大規模な工場では管理体制が整っており、定常時における兼務に課題は見受けられない一方、事故時においてはその影響も大きいことから、主任管理者の役割(統括者の補佐、管理者の指揮)を担保する必要。
- 公害防止管理者においては、異常・緊急時の連絡体制と応急措置(対応策)等を整備、また、公害発生状況の監視・通信手段を整備すること等の兼務要件を満たす場合に兼務を認めている。(巻末:参考資料3参照)
- 公害防止管理者が常駐している工場において、上記兼務要件と同等の管理がなされていれば、事故時には、公害防止管理者による初期対応(事故の拡大防止)が可能であり、また二次対応策について、遠隔地において公害発生状況が監視でき、兼務先の統括者等との通信手段を担保することにより、主任管理者の役割は果たすことができると考えられる。
- なお、遠隔地において公害発生状況の監視・通信手段が確実に確保されるのであれば、到達要件(2時間以内)については設けないことも考えられる。(参考:電気主任技術者制度(電気事業法)の統括管理)(巻末:参考資料4参照)

<公害防止管理者の兼務要件(要約)>

基準条文	兼務に必要な条件
第1条/同一社別工場での兼務	①2時間以内に到達できる ②同業種か生産工程上密接な関連 ③統括者が同一、又は業務規程で体制、指揮命令系統を規定 ④業務規程(業務範囲、責任、権限、異常時・緊急時の連絡体制と応急措置を規定)の整備 ⑤兼務工場の公害発生状況の監視・通信手段*の整備 ⑥兼務工場数5以下
第2条/同一敷地内の親子会社間における兼務	①同一敷地内 ②同業種か密接な関連 ③契約で相互の義務や連携体制、業務範囲等を規定 ④業務規程の整備 ⑤兼務工場数5以下

*遠隔監視システム、社内LAN 等により常時、公害の発生状況、排出量等の測定結果を受信できる環境が備えられており、かつ、直ちに伝達事項を送信できる設備が整備されていること

<電気主任技術者制度(電気事業法)の統括管理の緩和例>



<要件> ①サイバーセキュリティの確保、②災害時の対処方針策定、③教育・研修を行った担当技術者が2時間以内に設備に到達できること、等を満たす場合、主任技術者自身の2時間以内の到達は要さないこととされた。

出典: 電気主任技術者制度について(R5/3/31 経済産業省産業保安グループ電力安全課)

< 2:公害防止主任管理者の専任規定について(兼務の要否) >

まとめ(提言)

- 工場の統廃合が進んでおり、事業者によっては、離れた2つの工場を1つの管理組織で管理している実態もあり、公害防止主任管理者の兼務を認めることで、事業者実態に沿った公害防止組織の整備が可能となる。
- 大規模工場(主任管理者の選任が必要)では、管理体制が整っており、定常時における兼務に課題は見受けられない。一方、事故時においてはその影響も大きいことから、事故等緊急時における主任管理者の役割(統括者の補佐、管理者の指揮)を担保することを条件に、兼務を認めることが適当である。
- 具体的には、
 - ① 兼務先工場において、公害防止管理者が常駐している(兼務でない)。
 - ② 公害防止管理者に課している兼務要件(第1条、2条)と同等の管理体制が担保されている。
 - ③ 遠隔地においても適切に情報把握し、伝達することを担保できる場合、到達要件(2時間以内)は免除して良い。
- なお、公害防止管理者、公害防止主任管理者がともに兼務(工場に不在)となることがないよう留意が必要であり、主任管理者が兼務の場合に公害防止管理者の兼務を禁ずるとともに、地方公共団体においては、選任届受理時に、すでに選任されている主任管理者、公害防止管理者が兼務でないか確認を行う必要があり、制度改正時には、通知等でその運用を整理することが望ましい。

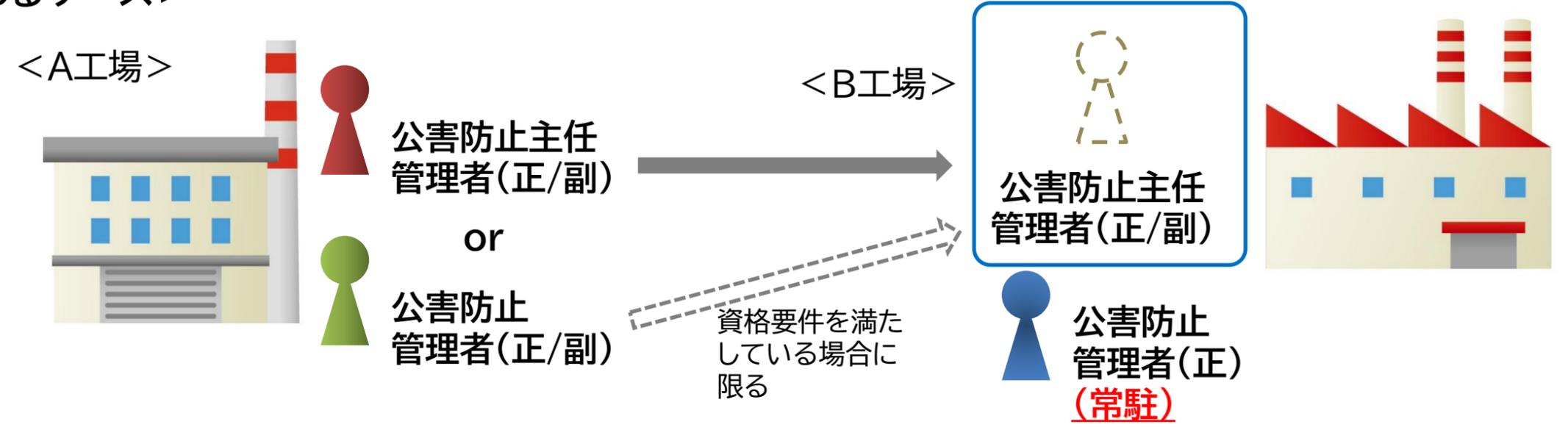
< 2:公害防止主任管理者の専任規定について(兼務の要否) >

公害防止主任管理者の専任規定の緩和イメージ

(注: 説明の便宜上、公害防止主任管理者・公害防止管理者を「正」、それらの代理者を「副」と称する。)

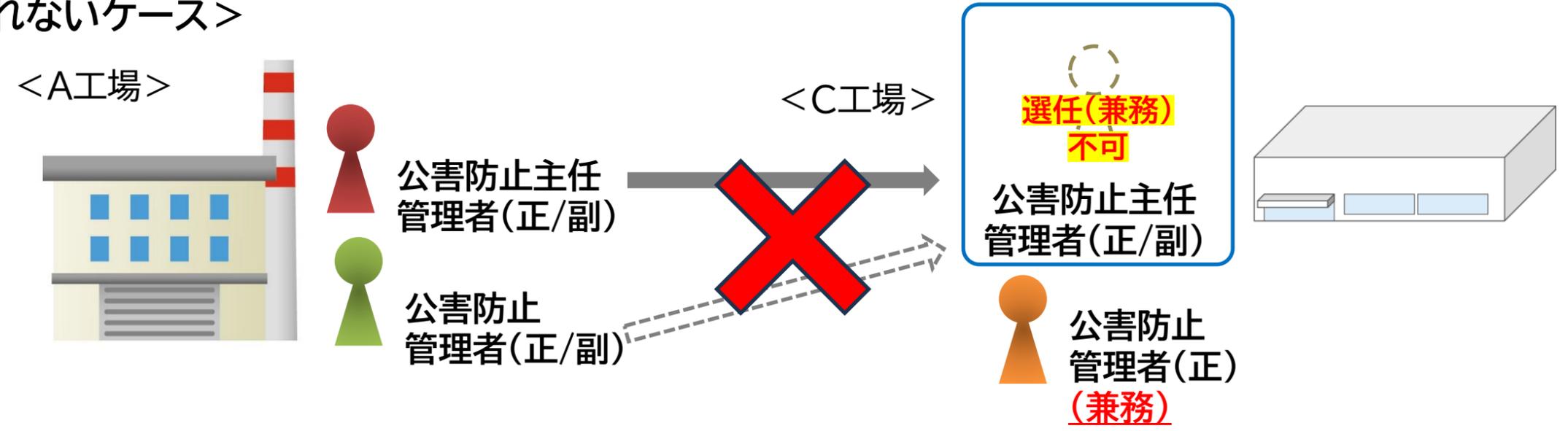
< 公害防止主任管理者の兼務が認められるケース >

A工場で公害防止主任管理者(正/副)(又は公害防止管理者(正/副))として選任されている者を、B工場(公害防止管理者(正)が常駐(兼務でない))の公害防止主任管理者(正/副)として選任する



< 公害防止主任管理者の兼務が認められないケース >

A工場で公害防止主任管理者(正/副)(又は公害防止管理者(正/副))として選任されている者を、C工場(公害防止管理者(正)が別工場を兼務)の公害防止主任管理者(正/副)として選任する



< 兼務要件 > 公害防止管理者の兼務要件(第1条、第2条)と同等の管理体制(到達要件除く)が整備され、かつ、兼務工場との情報伝達に支障がないことが確保されている工場において、公害防止管理者(正)が常駐している場合※
 ※当該特定工場に選任が必要な公害防止管理者のすべてが常駐していることとし、代理者(公害防止管理者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行なうことができない場合にその職務を行なう者)の常駐は問わない。

<3:国家試験の受験手数料及び適正な実施方法について>

国家試験の概要

- 国家試験は、毎年少なくとも1回、実施することが規定(法第8条第2項)。
- 指定試験機関((一社)産業環境管理協会)において試験事務を実施(法第8条の2)。(巻末:参考資料5参照)

国家試験の概要

実施回数	年に1回(10月初旬)(法第8条第2項)
試験地	全国主要9都市(札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府、広島市、高松市、福岡市、那覇市等)
実施区分	13区分(大気(1~4種), 特定粉じん, 一般粉じん, 水質(1~4種), 騒音・振動, ダイオキシン類, 主任管理者(施行令別表第3))
受験資格	なし(学歴、年齢、実務経験等の制限は一切なし)
負担軽減制度 (平成18年度より)	科目別合格制度(施行規則第15条の2) 1)科目合格に基づく科目免除:受験した試験区分を構成する一部科目に科目合格すると、同じ試験区分を受験する場合、最初に合格した年を含め3年まで、受験者の申請により、合格科目の受験を免除。 2)区分合格に基づく科目免除:ある試験区分に合格し資格を取得すると、後年、別の試験区分を受験する際、受験者の申請により、共通科目を免除(年限はなし)。
合格基準	受験区分を構成する全ての科目に合格すること (例年、科目合格は、当該試験科目において60%以上の正解率を得た者)
資格の効力	定期的な更新制度はなく、永年資格(免許証や登録手続きは無し。合格証書が、資格を証明する書類)
試験の方法	筆記試験(五者択一式、マークシート方式)(施行規則第15条)
受験者数	19,845人(令和7年度)、23,507人(参考:令和元年度(旧受験手数料、コロナ禍前))
受験手数料	11,600円、12,300円

<3:国家試験の受験手数料及び適正な実施方法について>

検討背景(課題)

- 受験手数料は実費を基に算出しており(法第12条の2)、令和5年に、受験者の漸減、試験事務にかかる費用(会場費、会場委託費など)の高騰に伴い、手数料改定を実施。(巻末:参考資料6参照)
- また、過年度調査※においては、「実施回数が少ないこと(資格取得機会不足)」、「感染症問題や激甚災害等有事の開催中止リスク(資格取得機会喪失)」が指摘され、国家試験においてはCBT化などデジタルソリューションの活用を検討すべきことが提言されている。 ※令和2、3年度調査

◆ 受験手数料(算出根拠)(大気関係第1種等区分の例)

■:主な上昇要因 ※(一社)産業環境管理協会HPより

試験区分	受験手数料	積算根拠(旧→現行)※
公害防止管理者(大気関係第1種、大気関係第3種、水質関係第1種、水質関係第3種、ダイオキシン類関係)、公害防止主任管理者	8,700円→ 12,300円 (非課税)	$183,282\text{千円} / \text{受験申込者数}(14,901\text{人}) = 12,300\text{円}$ 職員賃金等(2,669円→4,207円) + 試験員謝金等(396円→458円) + 派遣・アルバイト用役費(466円→67円) + 印刷費(249円→268円) + 通信運搬費(385円→501円) + 会場費(977円→1,807円) + システム関連費(1,149円→1,219円) + 会場委託費(916円→2,480円) + 管理費(1,365円→1,150円) + その他(128円→143円) = 8,700円→ 12,300円

◆ 過年度の提言

【資格取得機会の確保について】

「実施回数が不足している」または「実施回数を増やし時期も工夫してほしい」の回答が約半数以上あり、現状の実施状況においても、取得機会の不足が指摘。加えて、昨今の感染症問題や激甚災害の増加により、特定の会場へ集合しての、同一日一斉試験方式については、有事の際の中止等のリスクが高まっていることを鑑み、資格取得機会の安定確保かつ受験者の利便性向上に向け、**国家試験においてCBT化や認定講習におけるe-ラーニング化を進めるなど、デジタルソリューションの活用を検討。**
 ※CBT:Computer Based Test:パソコンが設置された会場に赴き、テストを受ける方法。 ※産環小委(第9回、令和3年2月8日) 資料4より

【資格取得機会喪失(試験中止)リスクへの対応について】

新型コロナウイルス感染症や激甚災害の増加により、リスクが顕在化していることから、試験中止リスクに備えた試験事務等の対応を進める。受験者の利便性も向上することから、**デジタルソリューション(国家試験のCBT化、資格認定講習のe-ラーニング普及促進)**についても引き続き検討する。
 ※産環小委(第10回、令和4年3月7日) 資料4より

<3: 国家試験の受験手数料及び適正な実施方法について>

国家試験のデジタル化に向けた検討

- 過年度調査における検討では、受験手数料上昇がCBT化への一番の課題とされた。
- 一方、DX化の進展により、他の国家試験(電気工事士試験、司法試験等(巻末:参考資料7参照))において、CBT化が進んでおり、受験者の費用負担及び利便性向上という観点から再検討を行った。

◆ 国家試験CBT化の目的と課題(過年度調査より)

【国家試験のデジタル(CBT)化の目的】 ※産環小委(第10回、令和4年3月7日) 資料4より

① 受験機会の増加:

- ・開催日: **1か月程度の期間で、受験者が自由に日時を選択。※年複数回の実施も可能**
- ・会場: 全国80~120か所程度から、**受験者の近地での受験が可能**

② 試験中止リスクの軽減:

- ・感染症・天災等により**特定日・特定会場で中止となっても、期間内の別日、別会場に振り替え可。**

ー 主なデメリット(課題) ー

- ① **公平性の低下**: ランダムに出題されるため、同一基準での合否判定不可。インターネット上での問題漏洩リスク。
- ② **受験料の上昇**: 同一日一斉試験ではなくなるため複数の問題セットが必要となるため、試験問題作成経費やCBTテスト運用に係る経費の増加により、受験料の上昇が想定

※ **本調査(注:令和3年度調査)による試算で最大で14,000円程度上昇** (現行(注:令和3年度当時) 8,200円、8,700円)

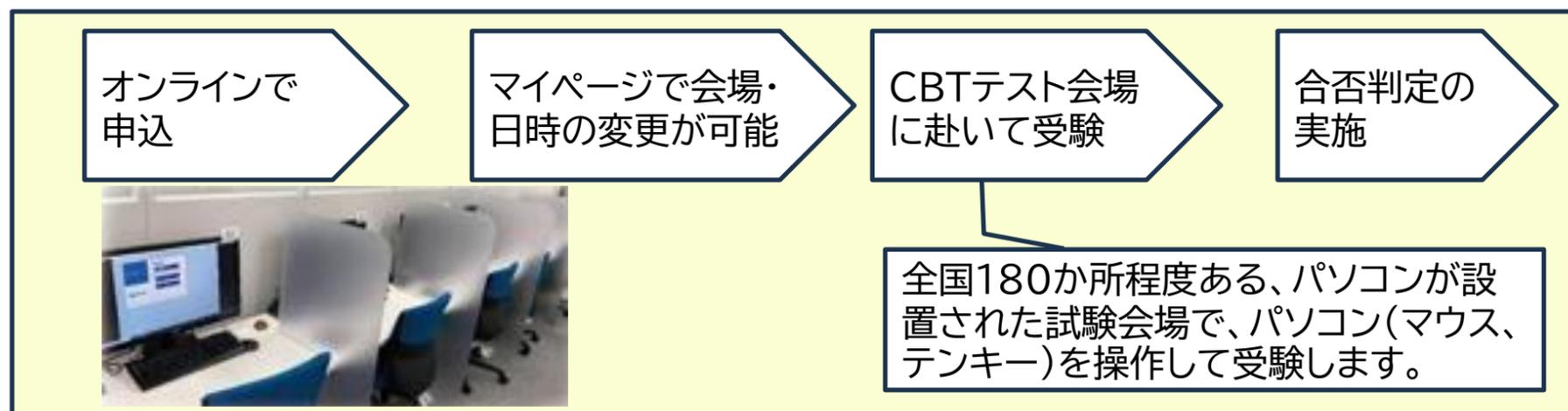
◆ CBTとは

CBT (Computer-Based Testing)

パソコンを並べた会場に出向き、そこでパソコンの画面上で試験を受ける試験のこと。

自宅のパソコンやスマートフォンなどによるものはWBT

(Web-Based Testing) といい、一般にはCBTと区別する。



<3: 国家試験の受験手数料及び適正な実施方法について>

① CBT方式の受験手数料(試算)

- 過年度調査時点から受験手数料改定が行われていること、また、CBT試験方式の普及に伴う運営効率の向上等を加味し、現状に合わせて再試算を実施。
- その結果、受験手数料は約2,200円~8,900円の上昇が想定。(巻末:参考資料8参照)

【受験手数料の変動幅】

※基本料金: 現行の受験手数料からCBT化により不要となる経費を引いた費用として

試験区分	受験手数料	積算根拠※
1 公害防止管理者(大気関係第1種、大気関係第3種、水質関係第1種、水質関係第3種、ダイオキシン類関係)、公害防止主任管理者	12,300円 (非課税) ↓	183,282千円/受験申込者数(14,901人)=12,300円 職員賃金等(4,207円)+試験員謝金等(458円)+派遣・アルバイト用役費(67円)+印刷費(268円)+通信運搬費(501円)+会場費(1,807円)+システム関連費(1,219円)+会場委託費(2,480円)+管理費(1,150円)+その他(143円)=12,300円 =CBT手数料13,500円(科目①②③④⑤⑥)+基本料金※7,678円 =CBT手数料7,500円(科目①⑭⑮)+基本料金7,678円
		大気1種: 21,178円 ダイオキシン類: 15,178円
2 公害防止管理者(大気関係第2種、大気関係第4種、水質関係第2種、水質関係第4種、騒音・振動関係、特定粉じん、一般粉じん関係)	11,600円 (非課税) ↓	84,900千円/受験申込者数(7,319人)=11,600円 職員賃金等(3,968円)+試験員謝金等(432円)+派遣・アルバイト用役費(63円)+印刷費(253円)+通信運搬費(472円)+会場費(1,704円)+システム関連費(1,150円)+会場委託費(2,339円)+管理費(1,085円)+その他(135円)=11,601(≒11,600)円 =CBT手数料11,500円(科目①②③④⑤)+基本料金※7,242円 =CBT手数料6,500円(科目①②⑬)+基本料金7,242円
		大気2種: 18,742円 一般粉じん: 13,742円

【試験科目ごとのCBT手数料の試算】

試験時間	CBT手数料	該当科目
1科目45分以内	2,000円	②大気概論、⑤大気有害物質特論、⑥大規模大気特論、⑦水質概論、⑩大規模水質特論、⑬ばいじん・一般粉じん特論、⑯大気水質概論
1科目90分以内	2,500円	①公害総論、③大気特論、④ばいじん・粉じん特論、⑧汚水処理特論、⑨水質有害物質特論、⑪騒音・振動概論、⑫騒音・振動特論、⑭ダイオキシン類概論、⑮ダイオキシン類特論、⑰大気関係技術特論、⑱水質関係技術特論

※公害防止管理者試験センターへのヒアリングに基づく

<3: 国家試験の受験料及び適正な実施方法について>

② 間接費を含めた受験者負担(試算)

- 受験手数料に加え、旅費等の間接費を考慮し、CBT方式・現行方式での受験者の費用負担を試算(3年総額)。
- モデルケースにおいては、1年目からCBT方式の方が支出総額が低い結果(3年総額では、3万強の差)であった。
- 工場は都市部から離れている場合も多く、移動による身体的な負荷軽減も含め、都市圏外の受験者に大きな利点。

《モデルケース》 受験区分: 大気1種 居住地: 静岡市 受験地: (CBT方式) 静岡市内、(現行方式) 東京; 早稲田大学
 受験期間: 3年間(科目別合格制の導入により3か年で資格取得することが一般的(単年度での合格者は5~10%程度))

【CBT方式】

※CBT方式の受験手数料については、現行の試験区分ごとの受験料でなく、受験科目ごとに設定し積算

	受験科目	CBT手数料	1年目	2年目	3年目	備考
受験 手数料	①公害総論	2,500	○			○:合格、×:不合格。以下同じ。
	②大気概論	2,000	○			
	③大気特論	2,500	○			
	④ばいじん・粉じん特論	2,500	×	○		
	⑤大気有害物質特論	2,000	×	○		
	⑥大規模大気特論	2,000	×	×	○	
	基本料金	7,678	◎	◎	◎	
受験手数料※			21,178	14,178	9,678	
間接費(旅費・交通費)			0	0	0	静岡駅にも受験会場あり(全国約180会場)。
単年度での受験者費用負担			21,178	14,178	9,678	
支出総額(累積)			21,178	35,356	45,034	3年間;45,034円

【現行方式】

受験手数料			12,300	12,300	12,300	
間接費(旅費・交通費)			13,300	13,300	13,300	静岡=東京=早稲田(片道;6,650円)
単年度での受験者費用負担			25,600	25,600	25,600	
支出総額(累積)			25,600	51,200	76,800	3年間;76,800円

<3: 国家試験の受験料及び適正な実施方法について>

まとめ(提言)

- 現行方式(会場集合型)では、「実施回数が少ないこと(資格取得機会不足)」、「感染症問題や激甚災害等有事の開催中止リスク(資格取得機会喪失)」という課題の解決は難しい。(会場費等の試験運営費用も上昇しており、現行方式による運用改善は合理的でない)。
- 過年度調査における国家試験のCBT化検討では、受験手数料の上昇が一番の課題とされたが、CBT化することにより試験会場数の拡大(近郊で受験)が可能であり、受験手数料に加え、受験者が負担している交通費、宿泊費等を考慮すると、CBT化することで事業者(受験者)の経済的な負荷も十分軽減できる。(長距離移動による身体的負荷も軽減される。)
- 他の国家試験においてもCBT化は進んでおり、本試験においてもCBT化は妥当。CBTに沿った制度改革含め、CBT化に向けた具体検討が今後必要である。

【今後の検討事項(CBTに沿った制度改革)】

(受験手数料の上昇幅緩和)

- 試験時間の最適化、出題数の整理

(公平性の担保)

- 出題方式の検討(例:①複数パターン方式、②ランダム問題抽出方式、③ランダム選択肢方式)

(その他)

- 科目別合格制度への対応
- 法令(試験方法、受験手数料)の改正

<4:その他公害防止管理者制度の課題について> 定期的なフォローアップ講習会の開催、地方公共団体による特定工場の選任状況の確認方法

- その他公害防止管理者制度の課題(下記2点)について、検討の方向性など議論を行った。

1. 定期的なフォローアップ講習会の開催

<課題> 公害防止管理者資格は更新制度がなく、資格取得後のフォローアップができない。定期的な講習機会を設けてはどうか。
(現在、地方公共団体等で提供されているフォローアップ講習は任意受講となっており、意識の低い事業者(有資格者)の受講が望めないことが課題。)

<検討の方向性>

- ◆ 環境法令の改正動向などフォローアップは重要であり、以下課題等の整理をして導入の検討を行う。
 - 講習受講を義務化すべきか(制度として、公害防止管理者の資質をどう担保するか)
 - 仕組みの構築(選任者を対象とした「定期講習」、「選任時講習」(オンライン、半日程度)が望ましい)
 - 価値がある内容を提供できるか(トラブル事例など通常業務では習得できない内容が望ましい)

2. 地方公共団体による特定工場の選任状況の確認方法

<課題> 地方公共団体では、主に大気汚染防止法など個別規制法の「①施設設置(変更)届出時」、「②立入検査時」に、選任状況等の確認を行っているが、以下の課題があり、公害防止管理者の選任が必要な工場が、行政側で管理されていない可能性がある。

- ①個別規制法と組織整備法で所管課が異なる場合に、情報共有が十分されていないケースが散見
- ②騒音規制法、振動規制法では、立入検査がほとんど行われていない。

<検討の方向性>

- ◆ 届出事務に係る通知発出(助言)による運用改善や選任状況の定期報告制度の有用性などを検討。
- ◆ 全国で共通化された電子的な届出システム(e-Govの活用が検討中)が導入されれば、大きな運用改善が期待できる。

参考資料

参考資料1 資格認定講習の講習時間及び修了試験時間

<法定講習時間(施行規則別表第4)>

【大気関係】

講義科目	講義時間数					
	大気関係 第1種	大気関係 第2種	大気関係 第3種	大気関係 第4種	特定粉じ ん関係	一般粉じ ん関係
1. 公害総論	3	3	3	3	3	3
2. 大気概論	4	4	4	4	4	4
3. 大気特論	5	5	5	5		
4. ばいじん・粉じん特論	7	7	7	7	7	
5. 大気有害物質特論	5	5				
6. 大規模大気特論	7		7			
7. ばいじん・一般粉じん特論						6
計	31	24	26	19	14	13
修了試験	2	1.5	2	1	1	1
合計	33	25.5	28	20	15	14

【水質関係】

講義科目	講義時間数			
	水質関係 第1種	水質関係 第2種	水質関係 第3種	水質関係 第4種
1. 公害総論	3	3	3	3
2. 水質概論	5	5	5	5
3. 汚水処理特論	11	11	11	11
4. 水質有害物質特論	5	5		
5. 大規模水質特論	7		7	
計	31	24	26	19
修了試験	2	1.5	2	1
合計	33	25.5	28	20

【騒音・振動関係】

講義科目	講義時間数
1. 公害総論	3
2. 騒音・振動概論	13
3. 騒音・振動特論	13
計	29
修了試験	2
合計	31

【ダイオキシン類関係】

講義科目	講義時間数
1. 公害総論	3
2. ダイオキシン類概論	7
3. ダイオキシン類特論	14
計	24
修了試験	1.5
合計	25.5

【主任管理者】

講義科目	講義時間数
1. 公害総論	3
2. 大気・水質概論	9
3. 大気関係技術特論	12
4. 水質関係技術特論	11
計	35
修了試験	2.5
合計	37.5

参考資料2(1) 講習制度を持つ他の環境関連国家資格

- 講習制度を導入している他の環境関連国家資格※の概要は下表のとおり。
※認定講習の技術資格として認められている資格として(浄化槽管理士除く)。環境計量士は講習制度はあるが、講習終了後に実務経験が必要なため割愛。
- エネルギー管理士は試験時間(6時間)、浄化槽管理士は講習時間(80時間)が充実している。

	①エネルギー管理士	②衛生工学衛生管理者	③浄化槽管理士	参考：公害防止管理者
資格概要	省エネ法※に基づき、「第一種エネルギー管理指定工場等(製造業など5業種)」に、選任が義務があるエネルギー管理者等に必要な資格。 <small>※エネルギーの使用の合理化等に関する法律</small>	労働安全衛生法に基づき、有害なガス、蒸気、粉じん等の有害業務を有する一定の事業場の衛生管理者(うち1人)に求められる資格。	浄化槽法において、浄化槽の保守点検業務に従事する者の資格。	略
資格取得方法	国家試験、講習	講習	国家試験、講習	国家試験、講習
講習機関	登録講習機関((一財)省エネルギーセンター)	都道府県労働局長登録機関(中央労働災害防止協会等)	指定機関((公財)日本環境整備教育センター)	登録講習機関
受講資格要件	エネルギー管理の実務経験3年以上	技術資格(作業環境測定士等)又は学歴資格(工学・理学の学士号)要	なし	技術資格又は実務経験要
講習時間/内容	33時間20分※1	30時間※1	80時間※1	13~35時間
試験時間	6時間	2時間	2時間	1~2.5時間
受講料※2	70,000円	132,000円	153,400円	21,000~56,500円

※1 各講習内容は次ページに記載

※2 左から、(一財)省エネルギーセンター、中央労働災害防止協会、(公財)日本環境整備教育センター、産業環境管理協会のそれぞれが実施する受講料を記載

参考資料2(2) 他の環境関連国家資格の講習科目及び講習時間

《①エネルギー管理士（熱分野/電気分野）》

（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則別表1）

研区分	修了試験科目	講義科目	時限数
基礎区分	I エネルギー総合管理及び法規		
	1	エネルギー総合管理	7 時限
	2	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び命令	2 時限

研区分	修了試験科目	講義科目	時限数	研区分	修了試験科目	講義科目	時限数	
熱分野専門区分	II 熱と流体の流れの基礎			電気分野専門区分	II 電気の基礎			
	1	熱力学の基礎	8 時限		1	電気及び電子理論 ※	2 時限	
	2	流体力学の基礎	4 時限		2	自動制御及び情報処理 ※	2 時限	
	3	伝熱工学の基礎	4 時限		3	電気計測 ※	2 時限	
	III 燃料と燃焼				III 電気設備及び機器			
	1	燃焼及び燃焼管理	4 時限		(工場配電)	1	工場配電の計画 ※	2 時限
	2	燃焼計算	3 時限			2	工場配電の運用 ※	2 時限
						3	工場配電の省エネルギー	2 時限
	IV 熱利用設備及びその管理				(電気機器)	1	電気機器一般 ※	2 時限
	1	計測及び制御	5 時限			2	回転機と静止器 ※	2 時限
	2	ボイラ、蒸気輸送・貯蔵装置、蒸気原動機・内燃機関・ガスタービン	4 時限			3	電気機器の省エネルギー	2 時限
	3	熱交換器・熱回収装置、冷凍・空気調和設備	3 時限		IV 電力応用			
	4	工業炉、熱設備材料	3 時限		(電動力応用)	1	電動力応用一般 ※	2 時限
	5	蒸留・蒸発・濃縮装置、乾燥装置、乾留・ガス化装置	3 時限			2	電動力応用の設備	3 時限
					3	電動力応用の省エネルギー	2 時限	
			(電気加熱)	1	電気加熱理論及び設備 ※	2 時限		
				2	電気加熱の省エネルギー	2 時限		
			(電気化学)	1	電気化学理論及び設備 ※	2 時限		
				2	電気化学の省エネルギー	2 時限		
			(照明)	1	照明理論及び設備 ※	2 時限		
				2	照明の省エネルギー	2 時限		
			(空気調和)	1	空気調和理論及び設備	2 時限		
				2	空気調和の省エネルギー	2 時限		

※1時限40分

《②衛生工学衛生管理者講習》

（衛生管理者規程（昭和47年労働省告示第94号）第3条）

講習科目	講習時間
労働基準法	2時間
労働安全衛生法(関係法令を含む。)	6時間
労働衛生工学に関する知識	14時間
職業性疾病の管理に関する知識	6時間
労働生理に関する知識	2時間

《③浄化槽管理士》（浄化槽法施行規則第41条）

講習科目	講習時間
(1) 浄化槽概論	8時間
(2) 浄化槽行政	4時間
(3) 浄化槽の構造及び機能	22時間
(4) 浄化槽工事概論	4時間
(5) 浄化槽の点検、調整及び修理	30時間
(6) 水質管理	10時間
(7) 浄化槽の清掃概論	2時間

参考資料3 公害防止管理者の兼務要件

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号 ただし書(第10条第2項において準用する場合を含む。)に基づく基準(平成17年3月7日 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 告示第1号)より抜粋

第1条 一の特定事業者が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者(公害防止管理者の代理者を含む。以下同じ。)として選任する場合は、次の基準を満たすこと。

- 1 同一人を公害防止管理者として選任させようとする工場(以下「兼務工場」という。)が当該公害防止管理者(以下「兼務公害防止管理者」という。)の常時勤務する工場 から2時間以内に到達できる場所にあること。
- 2 兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。
- 3 兼務工場に係る公害の防止に関する業務を統括管理する者が同一であるか、又は公害の防止に関する業務に関する規程(以下「業務規程」という。)で兼務工場に係る 公害の防止に関する業務の実施体制及び指揮命令系統が定められていること。
- 4 業務規程で兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限、異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。
- 5 兼務公害防止管理者の常時勤務する工場から他の兼務工場の公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されていること。
- 6 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、5以下であること。

第2条 特定事業者及び当該特定事業者の子会社(商法(明治32年法律第48号)第211条の2第1項(有限会社法(昭和13年法律第74号)第24条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の子会社及び商法第211条の2第3項(有限会社法第24条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により子会社となる会社をいう。以下この条において同じ。)、当該特定事業者を子会社とする親会社(商法第211条の2第1項の親会社及び同条第3項の規定により親会社となる会社をいう。以下この条において同じ。))又は当該親会社の子会社(当該特定事業者を除く。)が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合は、次の基準を満たすこと。

- 1 兼務工場が同一敷地内に設置されていること。
 - 2 兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。
 - 3 次に掲げる事項について、特定事業者と兼務公害防止管理者の所属する会社の契約で具体的かつ体系的に定められていること。
 - イ 公害の防止に関する業務に関する特定事業者と兼務公害防止管理者の所属する会社との相互の義務及び責任並びに連携体制
 - ロ 兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限並びに指揮命令系統
 - 4 業務規程で異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。
 - 5 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、5以下であること。
- (後略)

参考資料4 電気主任技術者制度における統括電気主任技術者の選任緩和

- 主任技術者制度は、設置者が所有する電気工作物※に対して、自らの組織内から1名の主任技術者(電気工作物の電圧等に応じ第1種(大規模)～第3種(小規模))を選任し、常駐(専任)を原則としつつ、**統括、兼任、外部委託等を許容**。
※発電、蓄電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械等
- 大規模な再エネ発電設備の開発等を背景に、今後、**第2種電気主任技術者が大きく不足する見込みであり、令和4年より、統括の場合、一定の要件のもと担当技術者が2時間以内に到達できるのであれば、電気主任技術者自身の2時間以内の到達は要さない**とされた。(主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(20210208保局第2号令和3年3月1日))

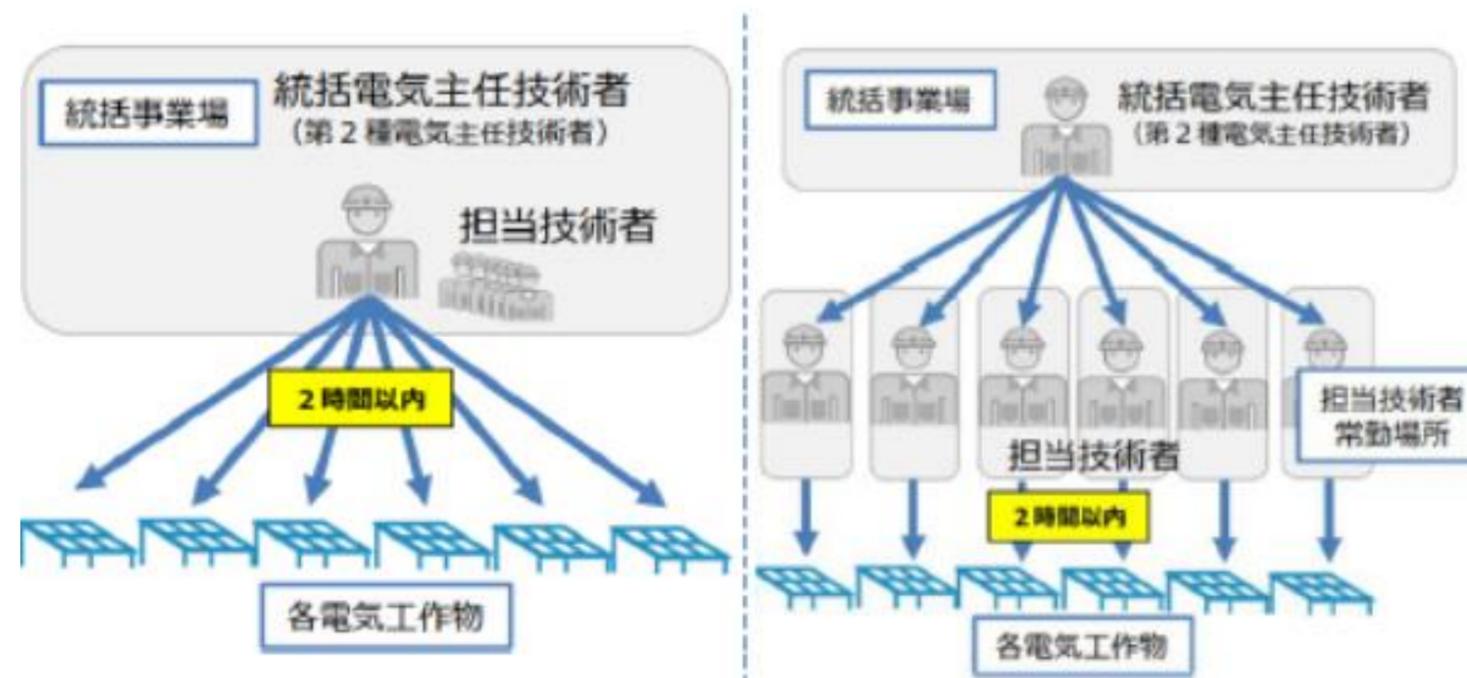
<電気主任技術者制度の概要>

選任形態	自社選任			外部委託
	専任	統括	兼任	
選任対象	電気主任技術者	電気主任技術者	電気主任技術者	略
対応できる設備の規模	出力等の制限なし	170,000V未満の ・太陽電池発電設備 ・風力発電設備 ・水力発電設備	高圧以下の設備 ・太陽電池発電設備は5,000kW未満、それ以外の設備は2,000kW未満(特別高圧に常駐する場合、1つが可)	略
常駐/非常駐	常駐	非常駐 (統括事業場に常勤)	非常駐 (専任事業場に常勤)	略
事業場数	1箇所	6箇所	6箇所 (専任1+兼任5)	略
業務	電気工作物の保安の監督	電気工作物の保安の監督	電気工作物の保安の監督	略
備考	設置者以外の従業員の選任可(労働者派遣契約又は業務委託契約要)	保安組織の構築が必要	国によって点検頻度が定められている	略

出典: 主任技術者制度に係る見直しについて(R4/4/15 経済産業省産業保安グループ電力安全課)

令和4年以前

令和4年以降



<要件> ①サイバーセキュリティの確保、②災害時の対処方針策定、③教育・研修を行った担当技術者が2時間以内に設備に到達できること、等を満たす場合、主任技術者自身の2時間以内の到達は要さないこととされた。

出典: 電気主任技術者制度について(R5/3/31 経済産業省産業保安グループ電力安全課)

参考資料5 現行運営方法(試験事務内容)

- 試験実施に向けた事務作業(下表参照)。
- 再試験に備えた(予備セット試験問題の用意等)準備も並行して実施する。

	国家試験実施 (10月第1日曜日)										国家試験 再試験		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌年
1.公表	○官報公示 (6月初) △受験案内発行								▼正解発表 ▼問題公表		▼速報	○合格発表 ○合格証書交付	
2.合否判定												▼試験委員会	
3.試験問題作成	△試験問題作成		2~3月: 原案作成						▼試験問題印刷				
	← 試験問題作成		4月: 試験委①問題選定		5月: 試験委②内容精査		6月: 試験委③内部チェック		→				
			7月: 試験委④外部チェック、印刷稿チェック		7月末: 分科会 (大気、水質など分野ごと全体チェック)								
4.受験申込							△受験申込 (7/1~7/31) 受験申込対応		△受験票発行 (9月)		▼受験地変更対応、要配慮者対応		
5.会場関係	▼会場手配 会場関係 (手配、座席割付)				▼会場下見→受験者座席割付								
6.運営管理	▼運営委託会社選定						▼会場管理説明		▼問題配送		▼答案回収		
7.システム関係	○インターネット申込準備				○入金処理		▼採点処理 (10月)						

参考資料6 現行受験手数料根拠

- 受験手数料は実費を基に算出(積算根拠:実費費用÷受験申込者数)
- 試験実施にかかる費用の上昇(会場委託費、会場費など)

◆ 受験手数料の変遷(現行試験制度移行)

➤ 現行試験制度が開始された平成18年以降、受験料の改定は2度実施されている。

	平成18年～平成29年	平成30年～令和4年(現行前)	現行(令和5年～)
1	6,800円	8,700円	12,300円
2	6,400円	8,200円	11,600円
参考	平均申込者数:約30,500人	平均申込者数:約24,500人	平均申込者数:約22,700人

◆ 受験手数料等

➤ 受験手数料は、施行令第13条により規定されている。

■:主な上昇要因 ※(一社)産業環境管理協会HPより

試験区分	受験手数料	積算根拠(旧→現行)※
1 公害防止管理者(大気関係第1種、大気関係第3種、水質関係第1種、水質関係第3種、ダイオキシン類関係)、公害防止主任管理者	8,700円→12,300円 (非課税)	$183,282\text{千円} / \text{受験申込者数}(14,901\text{人}) = 12,300\text{円}$ 職員賃金等(2,669円→4,207円) + 試験員謝金等(396円→458円) + 派遣・アルバイト用役費(466円→67円) + 印刷費(249円→268円) + 通信運搬費(385円→501円) + 会場費(977円→1,807円) + システム関連費(1,149円→1,219円) + 会場委託費(916円→2,480円) + 管理費(1,365円→1,150円) + その他(128円→143円) =8,700円→12,300円
2 公害防止管理者(大気関係第2種、大気関係第4種、水質関係第2種、水質関係第4種、騒音・振動関係、特定粉じん、一般粉じん関係)	8,200円→11,600円 (非課税)	$84,900\text{千円} / \text{受験申込者数}(7,319\text{人}) = 11,600\text{円}$ 職員賃金等(2,515円→3,968円) + 試験員謝金等(374円→432円) + 派遣・アルバイト用役費(439円→63円) + 印刷費(235円→253円) + 通信運搬費(363円→472円) + 会場費(921円→1,704円) + システム関連費(1,083円→1,150円) + 会場委託費(864円→2,339円) + 管理費(1,286円→1,085円) + その他(120円→135円) =8,200円→11,601(≒11,600)円

参考資料7 国家試験のデジタル化状況

他国家資格におけるCBT試験実施事例

	ITパスポート試験	運行管理者試験	電気工事士(第1種、第2種)	司法試験
1. 実施団体	(独)情報処理推進機構(IPA)	運行管理者試験センター(NECO)	(一財)電気技術者試験(ECEE)	法務省
2. 受験者数	約20万人/年	約9万人/年	約23万人/年	約4千人/年
3. 試験の種類	1種類	2種類(貨物、旅客)	2種類(第1種、第2種) ※学科試験のみCBT ※技能試験は別途	1種類
4. 受験料	7,500円	6,660~6,860円	9,300~11,300円	28,000円(現在)
5. 試験開始時期	試験開始:2009年 CBT試験開始:2011年~	試験開始:貨物1991年 旅客2002年 CBT試験開始:2021年~	試験開始:1987年 CBT試験開始:2023年~	試験開始:1949年 CBT試験開始:2026年~
6. 実施時期、回数	1年中実施 ※3か月ごとに1回受験できる	毎年8月、3月の年2回 ※1か月程度:R7.8.2~R7.8.31	毎年4月、9月の年2回 第1種 ※上期:38日間(CBTのみ) ※下期:18日間(筆記と並行)	毎年1回
7. 試験の仕様	3分野100問、120分 4択方式	5分野30問、90分 主に4択方式	9分野50問、140分 4択方式	短答式:3分野(憲法、刑法、民法) 5択方式(一部8択方式) 論文式:4科目(公法系、刑事系、民事系及び選択科目)

参考資料8 国家試験をCBT化した場合の受験手数料(試算)

区分	受験科目	CBT手数料	基本料金	受験手数料 試算値	現行手数料との 差額	現受験手数料
大気1種	①②③④⑤⑥	13,500	7,678	21,178	8,878	12,300
大気3種	①②③④⑥	11,500		19,178	6,878	
水質1種	①⑦⑧⑨⑩	11,500		19,178	6,878	
水質3種	①⑦⑧⑩	9,000		16,678	4,378	
ダイオキシン類	①⑭⑮	7,500		15,178	2,878	
主任管理者	①⑰⑱	9,500		17,178	4,878	
大気2種	①②③④⑤	11,500	7,242	18,742	7,142	11,600
大気4種	①②③④	9,500		16,742	5,142	
水質2種	①⑦⑧⑨	9,500		16,742	5,142	
水質4種	①⑦⑧	7,000		14,242	2,642	
騒音・振動	①⑪⑫	7,500		14,742	3,142	
特定粉じん	①②④	7,000		14,242	2,642	
一般粉じん	①②⑬	6,500		13,742	2,142	

単位：円